### 神奈川県危機管理対策本部会議録(令和2年3月11日9時00分)

場所:災害対策本部会議室(第二分庁舎6階)

# (副本部長 (くらし安全防災局長))

ただいまから、新型コロナウイルス感染症対策に係る神奈川県危機管理対策本部会議を 開催します。初めに、本部長である知事よりご挨拶をお願いします。

### (本部長(知事))

おはようございます。本日3月11日で、東日本大震災から9年目となりました。まだまだ被災からの復興は半ばです。我々もしっかりと支援していきたいと思います。あの時の記憶を忘れずに、いつ大震災が本県を襲ってもおかしくないという気持ちで、みなさんとともにしっかりと防災対策に取り組んでいきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症についてですが、感染者の拡大はいまだに終息が見えておりません。県内でも感染拡大が続いています。そうした中で、国は、新型コロナウイルスに係る緊急対応策として、新型コロナウイルス感染症を、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に加える法改正を閣議決定するなど、相次いで対策強化を打ち出しています。

そこで、本日の会議では、国や全庁の最新の動向を共有するとともに、今月 15 日までと していた、感染症拡大防止の基本方針について、期間延長を協議したいと思います。

国でも、当初は1週間から2週間が山場だということで、それまでの自粛を呼びかけていましたが、さらに延長せざるを得ないという方向性を打ち出しておりますので、県として、国の方向性を受けてどうするかということを議論したいと思います。

これまでのところ、神奈川県の取組は注目を集めており、新型インフルエンザの特効薬になるかもしれない抗インフルエンザ薬アビガンは、富士フイルムの事業展開に神奈川県が協力してきたのですが、これの臨床試験や人道的見地からの投与を早期にやるべきということを国に訴えて、国はすぐに対応していただきました。また、県衛生研究所と理化学研究所が開発した、新型コロナウイルスの迅速な検出法の実証研究を始めていく動きが出ております。さらに LINE を活用したパーソナルサポートの登録者も増えております。

こうした3つの先進的な、神奈川県の最先端テクノロジーを活用した取組に共感していただいた事例に対して、(株)トラストバンクからふるさと納税で支援したいという申し出があって、目標額を1,000万円として始めたところ、わずか2日で400万円近く集まっています。こういったことも大きな力になっていますので、自信をもって前に進んでいきたいと思います。

さらに情報共有ですが、新型コロナウイルス感染症対策に迅速かつ適切に対応していく ために、情報収集に取り組んでいます。感染拡大が続いて一番恐れるのは医療崩壊です。今、 それぞれの医療機関がどういった状況になっているのか、ベッドは空いているのか、診療は 受け付けているのか、どういった困りごとがあるのか、という具体的な情報を把握するため に、毎日各病院から提供いただいた情報を集めていきます。

そして、新型コロナウイルス感染症対策サイトを立ち上げて、一般に公開できる情報を公開していきますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、本日を有意義な時間としたいと思いますのでよろしくお願いします。

### (副本部長)

ありがとうございました。

それでは議題に入ります。まず、(1)国・県の動向について事務局から説明願います。

### (事務局)

参考資料1をご覧ください。3月9日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策 専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の見解」です。

資料2ページの下線部では、「2月24日に公表した専門家会議の見解において、我々は、「これから1-2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります」と述べましたが、以上の状況を踏まえると、本日時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかと考えます。」一方で、「しかしながら、感染者数は、一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想されます。また、後述するように、感染の状況を把握するためには、約2週間程度のタイムラグを生じ、すべての感染状況が見えているわけではないので、依然として警戒を緩めることはできません。」という考え方が示されています。

また、資料3ページでは、「北海道における、「人と人との接触を可能な限り控える」対策について」の見解が述べられており、「北海道での対策については、北海道での緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければその効果を推定することが困難です。その後、複数の科学的な指標(感染者数の変化、実効再生産数、感染源(リンク)が明確な患者数)を用いて、約1週間程度かけて、この対策の効果を判断し、3月19日頃を目途に公表する予定です。」とされています。

これを受けて、3月10日に安倍総理が「イベントの開催の必要性について主催者等に検討をお願いし、またそれを踏まえて、全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところですが、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継続いただくよう御協力をお願い申し上げます。」と発言しています。

参考資料2をご覧ください。これは政府が2月13日に打ち出した新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策の第2弾です。今回は、約4,300億円規模の財政措置が示されています。

ここでは、大きく4つの対応策が示されていますが、そのうち3つを説明します。

- (1) 感染症防止策と医療提供体制の整備として、総合的なマスク対策や緊急時の 5,000 超の病床確保などが示されています。
- (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応として、保護者の休暇取得支援や放課後児童クラブ等の体制強化などが示されています。
- (3) 事業活動の縮小や雇用への対応として、雇用調整助成金の特例措置の拡大や中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援などが示されています。

そのほか詳細については、資料をご確認ください。

続いて参考資料の3をご覧ください。これは、本県の相談の状況や感染者の状況をまとめたものですので、後ほどご覧ください。

### (副本部長)

それでは国・県の動向を受けて、(2)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針の期間延長について協議したいと思いますので、事務局から資料の説明をお願いします。

# (事務局)

資料2をご覧ください。

2月26日の危機管理対策本部会議で、県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を決定しました。この県の基本方針について、期間延長を協議するものです。 下線部分をご覧ください。

「県では、2月26日から3月15日までの間を、感染拡大防止に向けて極めて重要な時期ととらえ、基本方針を定め、下記の項目に取り組んできた。

一方、本県を含め、全国で感染者の数は増加しており、国においても、昨日、新型インフルエンザ対策特別措置法の対象に新型コロナウイルスを追加する法改正を閣議決定するなど、さらなる対策強化に向けた動きがある。

こうした状況を踏まえ、県として最大限の感染防止対策を継続する必要があるため、本方針の対象期間を、当面、3月末まで延長することとする。

なお、事態の更なる進展や事態の収束、国の緊急事態宣言や対策方針の変更など、状況の変化があった場合には、本方針の充実や見直しなど、柔軟に対応する。」などの改定を考えています。

# (副本部長)

主に、県の基本方針の期間延長について、説明がありました。これについては、最後に本 部長にご判断いただきたいと思います。

続いて、(3)新型コロナウイルス感染症対策の強化について、事務局から説明をお願い します。

### (事務局)

資料3をご覧ください。

こちらも2月26日に新型コロナウイルス感染症対策の強化ということでご説明差し上げました。

1の新型コロナウイルス感染症に対応する体制ですが、知事をトップとする危機管理対 策本部に移行した事と、対策チームを設置して実務レベルでの対応体制を強化した内容で す。

2の県民等からの相談体制は、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、24 時間相談できる体制とした事と、神奈川県新型コロナウイルス専用ダイヤルの継続を図るというものです。

3の国の動向を踏まえた対応をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症を、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする改正法が閣議決定され、13日に制定、翌14日に施行される見込みとなっている。改正法が成立し、法に基づく政府対策本部が設置された場合、県は、法定の本部を設置する必要がある。

また、改正法に基づき、国が緊急事態宣言を発し、本県域が対象となった場合、県民の外出自粛要請や、施設の使用制限、物資の売渡要請や収容など、必要に応じた緊急事態措置を講ずることになる。県は、法改正の後、政府対策本部設置と同時に、法定の本部に移行、県行動計画を踏まえた対処を進める。また、緊急事態宣言などの動向を踏まえ、さらに本部体制の充実を図り、法に基づく対処に万全を期すこととする。」と記載しています。このあたりは、見通せない状況ではありますが、体制の充実を図り、法に基づく対処に万全を期すものです。

# (副本部長)

改正法に基づいて、国が本部会議を設置した場合は、自動的に県においても本部が立ち上がるということ、その場合には本部体制に移行すること、国が緊急事態宣言を発した場合は、 県としてもさらなる措置が必要となること、について情報共有します。

続いて、(4) 各局の取組です。資料4に基づいてご説明願います。

# (くらし安全防災局)

厚生労働省に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品の確保に関する緊急 要望」を3月10日に行いました。

また、くらし安全防災局で備蓄しているマスク3万枚を福祉子どもみらい局と調整の上、 県域市町村を通じて高齢者施設や放課後児童クラブ等へ配付できるよう、県が備蓄してい るマスクを最大限拠出するための調整を進めています。

## (政策局)

資料記載のとおりです。

## (総務局)

県民向け関係について説明します。

ひとつ目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う使用料及び手数料の還付についてです。3月9日に、県立施設や指定管理施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設を休館とする場合や、利用者からキャンセルしたい旨の申し出があった場合など、使用若しくは役務の提供がされない、又はされなかった場合は、原則として使用料及び手数料を還付する旨の通知を行いました。各施設所管課は対応をお願いします。次に、個人事業税の申告期限の延長についてです。国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告相談会場への来場を分散化するため、所得税等の申告納付期限を、令和2年4月16日(木)まで延長しました。これに伴い、関連する県税である個人事業税

についても国と足並みを揃え、申告期限の延長を行いますので、ご承知おきください。

# (環境農政局)

感染症対策や感染性廃棄物の適正処理について通知を発出しました。

## (福祉子どもみらい局)

くらし安全防災局からもお話しいただいた通り、高齢者施設や放課後児童クラブ等に配付しますが、本日から配付を始める予定となっています。

私立学校の状況ですが、3月9日11:00時点で、98.9%が休校となっています。開校しているのは、児童養護施設などを併設している施設となっています。

## (産業労働局)

県内中小企業に対する金融支援として、2月上旬から県独自メニューでの融資を実行しています。国がセーフティーネット保証を発動させたことに伴って、3月上旬に新型コロナウイルス対策特別融資を開始し、さらにセーフティーネット保証5号融資の対象業種が追加指定されました。

経営相談が日に日に増え435件となっており、厳しいという声が届いています。

#### (教育委員会)

県立学校は、計画通り春季休業まで臨時休業します。ただし、休業期間が長期に及ぶため、 登校日を設けて必要な指導、連絡を行います。

社会教育施設の休館期間は、16 日以降も当分の間継続します。その期間は全庁の方針に合わせて、3月31日までとします。再開の時期は、別途判断します。

学校関係については、3月11日付で、県立学校へ通知するとともに市町村教育委員会に

情報提供します。また、社会教育施設については記者クラブへ送付します。

# (労働委員会事務局)

資料記載のとおりです。

# (副本部長)

その他、資料記載がない局でも、発言があればお願いします。

### (県土整備局)

県立都市公園所管の施設ですが、これまでも指定管理者等と連携して公園内でのイベント等の中止、主な屋内施設の一時利用休止の措置を講じています。県の基本方針が示されて、園内でのイベント等の中止、主な屋内施設の一時利用休止を3月31日まで継続します。

また、この時期から花見シーズンとなりますので、公園利用者に対して、飲食を伴う宴会等の自粛を要請したいと考えています。同じく県の管理する河川敷等においても河川利用者に対して、飲食を伴う宴会等の自粛を要請したいと考えています。

県の基本方針案が決定すれば、本日付で所管の施設の管理事務所に利用者への周知を指示したいと考えています。また、公園は指定管理者に対して、県民への周知を依頼したいと思います。

#### (健康医療局)

まず、各局にお礼を申し上げます。3月2日から各局から応援職員に来ていただいて、第2分庁舎の7階に対策チームを立ち上げました。皆様には、その日から現場対応や電話調整など、対応していただき、心強く感じています。健康医療局だけでは対応しきれないものを応援によって何とか対応している状況です。心から感謝申し上げます。

県内でも、40 件を超える陽性患者が出ている中で、県の保健福祉事務所では患者の行動 歴等の調査をしています。保健福祉事務所も手いっぱいの状況となっています。今後、患者 が増えた場合は、調査に人が足りないという状況も危惧しております。そういう状況も含め まして、これからも各局にご協力いただきながら、県庁一丸となって新型コロナウイルスの 感染、まん延防止に取り組んでいきますのでご協力いただきたいと思います。

#### (副本部長)

それでは本日の協議事項である、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針の対象期間を当面の間、3月31日まで延長することに関して、本部長いかがでしょうか。

# (本部長)

政府では、10 日間程度注視する必要があるということでしたが、神奈川県の方針を3月 31 日まで延長することをどのように整理しますか。

# (副本部長)

県の基本方針は3月31日までとしますが、中途段階で大きな変化があった場合、例えば 事態の収束が見えた場合には、改めてこの会議を開催して一定の解除をするなど、柔軟に対 応したいと考えています。

# (本部長)

了解しました。

神奈川県では3月31日までしっかりと緊急対応として徹底したいと思います。県民の皆様にも説明してご理解いただくように、一丸となって新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて取り組んでいけるよう、我々も頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

# (副本部長)

以上で危機管理対策本部会議を終了します。

以上